

金沢美術工芸大学副学長の任命について

令和7年4月1日

理 事 長 決 定

1 副学長の任命

金沢美術工芸大学学則第7条第3項に規定する副学長を、次のとおり任命する。

職 名	氏 名
教 授	寺井 剛敏